

蒲郡市公契約条例に係る特約条項（指定管理）

この特約条項は、蒲郡市公契約条例（令和５年条例第６号。以下「条例」という。）及び蒲郡市公契約条例施行規則（令和５年規則第１１号。以下「規則」という。）に基づき定めるものとする。なお本特約条項は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体を成すものとする。

（労働環境の確認）

第１条 本契約において、指定管理者は、条例第６条に定める労働者の賃金、労働時間その他の労働環境が適正に確保されていることの確認を行うための措置を理解し、その実施について、協力しなければならない。

（労働環境報告書）

第２条 指定管理者は、本契約を締結した日から起算して１０日を経過する日までに、規則に定める労働環境報告書（第１号様式。以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。報告書の内容に変更が生じたときも、同様とする。

２ 指定管理者は、一部業務を第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、当該委託契約に係る報告書を作成させ、これを取りまとめて、市に対して当該契約を締結した日から起算して１０日を経過する日までに提出しなければならない。なお、一部業務を委託された当該第三者が、更に、委託された業務の一部を他の第三者に対して再委託する場合等の、再委託が複数回行われる際も同様の取扱いとし、すべて指定管理者が当該報告書を取りまとめて、市に提出するものとする。

３ 前項に係る報告書の提出対象となる一部業務を委託された第三者は、規則第３条第２号アからキまでのいずれかの業務であって、契約金額が１００万円以上の一部業務を受注した者に限るものとする。ただし、当該第三者が、個人事業主の場合、金額の多寡によらず報告書の提出対象とならない。

（労働者等への周知）

第３条 指定管理者は、次に掲げる事項について、本契約に係る業務が行われる場所に掲示し、又は労働者等に書面で交付することにより、労働者等に周知しなければならない。

- (1) 市長に提出した報告書の写し
- (2) その他市長が必要と認める事項

（不利益な取扱いの禁止）

第４条 指定管理者は、規則第７条に定める申し出を行った労働者等に対して、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（調査に対する協力）

第５条 指定管理者は、発注者が、規則の定めるところにより次の各号のいずれかに該当する場合に指定管理者及び下請負者に対して聞き取り等の調査を行う際は、積極的に協力しなければならない。

- (1) 本契約に係る労働環境報告書の内容に疑義があったとき
- (2) 規則第７条に定める申し出を受け、その内容を確認する必要があると認めるとき